

平成 29 年度改定版 前橋市産業振興ビジョン

個別事業の概要

令和 1 年 1 1 月 1 1 日

第 1 4 回産業振興ビジョン協議会 補足資料

目次

1. 既存産業の総合的・実効的支援	
1-① 中小企業・小規模事業者の資金繰り支援施策の推進	1
1-② 中小企業・小規模事業者の人材育成支援施策の推進	2
1-③ 中小企業・小規模事業者が新たな販路を開拓する為の支援	3
1-④ 事業所の経営の効率化に関する支援	4
1-⑤ 事業所が必要な人材を獲得でき、市民が意欲を持ち市内で働ける施策推進	5
1-⑥ ものづくり労働者の技術および技能継承を円滑に進めていくための支援の推進	7
2. 新産業の創出・成長産業の育成	
2-① 学術研究機関との連携促進による、新たな技術、ニーズの獲得支援の推進	8
2-② 先端産業や異業種間連携による、新たな価値を創造できる環境づくり	9
2-③ 新たな技術、新たな製品の販路拡大に対する支援の推進	9
2-④ ヘルスケア産業と連携した新たな製品開発、技術開発支援の推進	10
2-⑤ 基幹産業のビジネス展開支援と連携強化	10
3. 前橋にマッチした企業誘致の促進	
3-① 自然災害が少ない優位性を活かした、首都圏にある企業等のバックアップ機能の誘致促進	12
3-② 充実した交通網を活かした物流拠点の誘致促進	13
3-③ 豊富な水資源、農畜産物を活かした食料品製造業の誘致促進	13
3-④ 市内企業が市内で事業を継続できるように、操業環境、事業の拡張性を確保	13
3-⑤ 新たな産業用地の確保、居ぬき物件の紹介等による企業ニーズへの対応	15
4. 企業のを創出と人材育成	
4-① 起業に際しての創業支援、手続きに関する情報提供、ノウハウの習得の支援	16
4-② 創業に係る支援者（市、金融機関、支援機関等）の有機的な連携	17
4-③ 同業種間、異業種間の起業家の交流を促進、マッチング推進と経営能力の醸成支援	19
その他	
まえばし女性活躍推進計画	21

戦略 1 既存産業の総合的・実効的支援

1-① 中小企業・小規模事業者の資金繰り支援施策の推進

(1) 小口資金

商品の仕入れなどの運転資金や機械設備、事務所等の新築・増改築などの設備資金を融資します。

◇融資限度額：小口 1,250 万円

◇融資利率：小口（年 1.8%以内）

◇融資期間：小口（運転資金 6 年以内・設備資金 8 年以内）

小口資金は平成 28 年度から 31 年度までの間は、信用保証料がかかりません。

(2) 経営振興資金

経営振興資金（通称「前経」）は、小口資金を利用し、さらに資金が不足する場合に利用できます。

◇融資限度額：前経 1,500 万円

◇融資利率：前経（年 2.3%以内）

◇融資期間：前経（運転資金 7 年以内・設備資金 9 年以内）

(3) 経営安定資金

急激な景気悪化に対する前橋市の緊急経済対策として、下記の要件を満たした方に対して融資します。

◇融資限度額：3,000 万円

（経営振興資金融資残額がある場合は、3,000 万円から融資残額を引いた額）

◇融資利率：年 1.5%以内

◇融資期間：運転資金 7 年以内

◇融資要件：次の①～③のいずれかに該当すること

①関連倒産防止 ②受注、売上減少 ③セーフティネット保証関連

◇その他：別途信用保証料が必要（市が一部を補助）

(4) 経営力強化支援資金

自ら経営改善計画を策定し、認定経営革新等支援機関（金融機関等）に指導を受けながら、経営力の強化を図る事業者に対して融資します。

◇融資限度額：5,000 万円

◇融資利率：年 2.5%以内

◇融資期間：運転資金 5 年以内（内据置 1 年以内）

設備資金 7 年以内（内据置 1 年以内）

借換 10 年以内（内据置 1 年以内）

(5) 短期サポート資金

売掛債権未収金や仕入資金、外注費など短期的な運転資金を融資します。

◇融資限度額：5,000万円（但し、保証協会付は残高3,000万円以内）

◇融資利率：年1.7%以内（保証付き年1.5%以内）

◇融資期間：1年以内

(6) 季節資金

夏季または年末年始の時期における商品や原材料の仕入れなど、季節的な運転資金及び事業所税の納付資金を融資します。

	季節資金	事業所税納付資金
融資限度額	2,000万円以内	事業所税納付相当額以内 (2,000万円以内)
融資利率	年1.5%以内 (保証付き年1.3%以内)	年0.5%以内
融資期間	6ヶ月以内	11ヶ月以内

(7) 企業設備資金

設備の近代化・省力化や公害防止設備などの充実を図るための資金を融資します。

◇融資限度額：①1億円 ②機械器具装置等3億円

③工場・事務所の建築、それらに係る土地購入5億円

◇融資利率：年1.7%以内（保証付き年1.4%以内） ◇融資期間：10年以内

(8) 小規模事業者訪問

小規模事業者を産業政策課職員が訪問し、事業課題等のヒアリングを行うとともに各種事業についての案内や提案を行います。また、事業者にとって必要な関係機関への橋渡し支援等も実施します。

【小規模事業者の定義】 常時使用する従業員数

卸売業	サービス業	小売業	製造業、建設業、運輸業、その他業種
5人以下	5人以下	5人以下	20人以下

(9) よろず相談体制の構築

職員の人事異動に伴うノウハウの喪失や担当業務の違いによる相談対応のムラを解消し、どの職員においても企業へ適切な対応ができる体制づくり。毎年変化する国や県の各種施策についても幅広く把握し、企業へ適切に紹介が行えるようにいたします。

1-② 中小企業・小規模事業者の人材育成支援施策の推進

(1) 小規模事業者訪問（再掲）

1-①-(8)参照

(2) よろず相談体制の構築（再掲）

1－①－(9)参照

(3) 人財スキルアップ補助金

中小企業が行う従業員の人材育成に要する費用の一部を補助します。

◇補助対象経費：①社内研修に要した費用（社外講師謝礼および会場使用料）

②各種セミナー・技術講習会の受講料

③取得した資格に係る試験受験料

◇補助金額：補助対象経費の 1/2 以内（小規模企業者は 2/3 以内）
（補助上限 7 万円）

◇受付期間：令和 2 年 1 月 6 日～1 月 31 日

(4) 就職先の紹介（ジョブセンター）

就職に向けたキャリアカウンセリングから、就職支援セミナー、インターンシップや企業見学等のマッチングを行い、併設のハローワーク窓口による職業紹介につなげます。

(5) 就職定着支援（ジョブセンター）

中小企業等では採用人数も少なく同期がいない、年の近い先輩も少ないなど、仕事・職場の悩みや不安を相談できる相手がいないため、スキルアップや仲間づくりを目的とした講座を、仕事帰りに受講できる夜間に実施し、同年代や先輩世代との交流を図る場を提供し、早期離職を防止します。

またキャリアカウンセラーによる悩み相談も行い、仕事で窓口に来ることが難しい場合はメールによる相談を行っています。

(6) 中小企業大学校サテライト・ゼミ

中小企業大学校を主体とし本市及び前橋商工会議所が連携して、事業承継及び経営戦略に関する研修を行います。

1－③ 中小企業・小規模事業者が新たな販路を開拓するための支援

(1) 小規模事業者訪問（再掲）

1－①－(8)参照

(2) よろず相談体制の構築（再掲）

1－①－(9)参照

(3) 企業ガイドブックの作成

平成 29 年度に市内製造業について掲載された企業ガイドブックを作成し、新規取引が見込まれる市外の優良企業へ発送することで、市内製造業の販路拡大の支援を行いました。113 社掲載

(4) 国際見本市各種展示会等出展費補助金

中小企業の見本市などへの出展に係る費用の一部を補助し、自社製品・自社技術の販路開拓の支援を行います。

◇補助対象経費：出展小間料、装飾費

◇補助金額：補助対象経費の 1/3 以内、限度額 20 万円

◇受付期間：令和 2 年 1 月 6 日～1 月 31 日

(5) 販路開拓支援補助金(平成 30 年度をもって廃止)

製品のプロモーションなどの販売促進活動に要する費用の一部を補助します。

◇補助率：1/2 以内（デザイン費用は 2/3 以内）（補助上限 50 万円）

◇補助対象経費：デザイン料、専門家謝金、委託料等

1-④ 事業所の経営の効率化に関する支援

(1) 設備投資促進補助金

生産性向上、合理化、省力化のための機械器具装置及び生産性補助設備の新規導入などに要する費用（30 万円以上の事業。小規模企業者は 10 万円以上の事業）の一部を補助します。

◇補助率：1/5（小規模企業者は 1/3）（補助上限 80 万円）

◇受付期間および採択方法：随時受付（先着）

(2) IT 化推進補助金

事業用のハードウェア（パソコン、プリンタ等）および事業用ソフトウェアの新規導入などに要する費用（30 万円以上の事業。小規模企業者は 10 万円以上の事業）の一部を補助します。

◇補助率：1/5（小規模企業者は 1/2）補助上限 40 万円）

◇受付期間および採択方法：随時受付（先着）

(3) 先端設備等導入計画認定

中小企業等が計画期間内に労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、その計画が前橋市の「導入促進基本計画」に合致する場合に認定を受けることができます。

◇支援措置：固定資産税の軽減措置、一部補助金における優先採択、別枠保証制度

(4) 中小製造業等効率化設備導入補助金《Aタイプ》（平成 29 年度をもって廃止）

生産性向上、合理化、省力化、省エネ化設備、加工、生産性管理用計算機設置などに要する費用（100 万円以上の事業。小規模企業者は 30 万円以上の事業）の一部を補助します。

◇補助率：1/5（補助上限 80 万円）

◇受付期間および採択方法：随時受付（先着）

(5) 中小製造業等効率化設備導入補助金《Bタイプ》（平成 29 年度をもって廃止）

既存の照明設備、空調設備を高効率照明設備、高効率空調システムに更新する費用（100 万円以上の事業。小規模企業者は 30 万円以上の事業）の一部を補助します。

◇補助率：1/3（補助上限 40 万円）

◇受付期間および採択方法：随時受付（先着）

1-⑤ 事業所が必要な人材を獲得でき、市民が意欲を持ち市内で働ける施策推進

(1)～(5) 企業への経営支援、産業人材の獲得・育成

(1) 前橋市障害者・ひとり親雇用奨励金

障害者やひとり親家庭の父母を新たに雇い入れ、6か月以上雇用する中小企業者に奨励金を交付します。

◇交付対象者：国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース助成金）の第1期支給決定通知を受け、かつ、市税の滞納がない中小企業者

◇対象労働者：市内に住所を有し、市内事業所に勤務する障害者およびひとり親家庭の父母

◇交付金額：①短時間労働者以外…対象労働者1人につき10万円

②短時間労働者…対象労働者1人につき5万円

(2) 前橋市仕事・子育て両立支援奨励金

労働者の仕事と子育ての両立を支援し、働きやすい環境づくりを実施する中小企業者に奨励金を交付します。

◇交付対象者：出生時両立支援コース助成金（男性労働者の育児休業）又は育児休業等支援コース助成金（代替要員確保時）の支給決定を受け、かつ、市税の滞納がない中小企業者

◇対象労働者：市内事業所に勤務し、上記助成金の支給決定後も継続して雇用されている労働者

◇交付金額：支給対象労働者1人につき5万円

(3) 中小企業退職金共済制度等加入促進補助金

退職金共済契約による新規加入時、追加加入時の月額掛金のうち、被共済者に係る共済契約締結日の属する月から起算して12か月以内のものに補助金を交付します。

◇交付対象者：以下の退職金共済契約を締結した中小企業者

①勤労者退職金共済機構実施の中小企業退職金共済制度によるもの

②前橋商工会議所および群馬県商工会連合会実施の特定退職金共済制度によるもの

◇交付金額：新規加入の場合掛金の20%、追加加入の場合掛金の10%

(4) UIJ ターン若者就職奨励金

若年者（40歳未満の方）の県外からの市内企業への就職促進、人口の増加及び定着・定住を図るため、UIJ ターン就職者と受け入れた中小企業者に奨励金を交付します。

◇交付対象者

(1) UIJ ターン就職者（次の①～④全てを満たすこと）

①UIJ ターンによって前橋市に転入し、平成30年7月2日以降に市内中小企業に就職した方

②前橋市へ転入後6か月以内又は転入前3か月以内に対象事業所に正規雇用された後、6か月以上継続して勤務している方

③奨励金交付後も5年以上前橋市に住所を有する意思がある方

④市税を滞納していない方

(2) 中小企業者

市内中小企業者で(1)の該当者を正規雇用し、かつ、市税に滞納がないこと。

◇交付金額：(1)UIJ ターン就職者…支給対象者 1 人につき 5 万円

(配偶者またはその扶養親族とともに転入した場合は、それぞれ 25,000 円を加算。ただし、1 世帯につき合計 10 万円を上限とする。)

(2)中小企業者…支給対象者 1 人につき 3 万円 (1 事業所につき上限 15 万円)

(5) 企業主導型事業所内保育施設設置促進補助金

市内で企業主導型の事業所内保育施設を新設した事業主に対し、設置費用の一部を補助します。

◇補助金額：下記①又は②のどちらかを選択。

①施設整備費 (補助限度額 200 万円)

・ 中小企業…補助対象経費の 1/6 以内・大企業…補助対象経費の 1/12 以内

②設備整備費 (補助限度額 200 万円)

・ 中小企業…補助対象経費の 2/3 以内・大企業…補助対象経費の 1/2 以内

(6) 企業ガイドブックの作成 (再掲)

1-③-(3)参照

(7) 若者・女性の就職支援 (カウンセリング)

就職支援の基礎として、専門知識を有するキャリアカウンセラーによるカウンセリングを行い、一人ひとりの希望やスキルなどに応じ、就職支援をどう進めていくかプログラムを作成します。

(8) 若者・女性の就職支援セミナー

就職活動の基礎、求人票の見方、ビジネスマナー、面接対策などの就職準備支援や、働く人や企業との交流会を実施し、仕事への理解や働く意識を深めます。

(9) 若者・女性の企業とのマッチング

個別の企業見学やバスツアーでの企業見学及びインターンシップにより仕事内容や職場の雰囲気を経験することで、職業理解を深め就職後のミスマッチを防ぎます。

(10) 若者・女性の企業へのインターンシップ

本事業は、(9) 若者・女性の企業とのマッチングに含まれます。

(11) ミライバシ～前橋の未来への架け橋～

高校生が学びと仕事のつながりや広がりを知ることがを目的に、市内企業、大学等による体験型の合同説明会を行います。大学等への進学前の段階で、市内企業の仕事やその魅力を知ること、地元企業への就職という選択肢を意識付けるとともに、勤労観・職業観を育成し、将来の進路や仕事についてより深く考える機会を創出します。また、高校卒業時に就職を希望する学生についても、就職前に様々な企業を知り、やりがいや職業人としての役割などを理解し、自分の希望を明確化することで、就職後の職場定着につなげます。

1-⑥ ものづくり労働者の技術および技能継承を円滑に進めていくための支援

(1) 小規模事業者訪問（再掲）

1-①-(8)参照

(2) ジョブセンターまえばしの活用

製造業の企業に対し、ジョブセンターまえばしで行う「企業と求職者の交流会」「企業訪問バスツアー」「合同企業説明会」などの事業への参加を要請することで、求職者とのマッチングにつなげ、人材確保の支援を行います。

(3) 技術専門校との連携

在職者向け訓練（スキルアップセミナー）についての周知を中心に、ものづくり労働者が必要な情報を得られるよう連携します。

(4) 人財スキルアップ補助金

1-②-(3)参照

戦略 2 新産業の創出・成長産業の育成

2-① 学術研究機関との連携促進による、新たな技術、ニーズの獲得支援の推進

(1) 新製品・新技術開発補助金

新製品・新技術を開発した事業の経費の一部を補助し、開発に意欲的に取り組む中小企業を支援します。

◇補助対象経費：原材料、構築物、機械装置、知的財産権導入、外注（加工、設計等）、技術指導等の経費、大学等への研究委託契約

◇補助金額：補助対象経費の 1/2 以内（補助上限 50 万円）

◇受付期間：随時（先着順）

(2) 公募型共同研究開発補助金（平成 28 年度をもって統合廃止）

平成 29 年度から(4) 長期対応型 新製品・新技術開発補助金に統合しました。

(3) 前橋市ぐんま新技術・新製品開発推進補助金

中小企業が新製品・新技術を開発した事業経費の一部を県と共同で補助します。

◇補助対象経費：原材料、構築物、機械装置、知的財産権導入、外注加工、技術指導等の経費

◇補助限度額：補助上限 80 万円（群馬県：40 万円、前橋市：40 万円）

◇受付期間：平成 31 年 4 月 1 日～5 月 10 日

(4) 長期対応型 新製品・新技術開発補助金

中小企業等が、複数年に渡って実施する新製品・新技術を開発するための経費を補助します。（最大 3 年間まで同一テーマでの申請が可能）

◇補助対象経費：原材料、構築物、機械装置、知的財産権導入、外注（加工、設計等）、技術指導等の経費

◇補助金額：補助対象経費の 1/2 以内（継続申請者は 2/3、補助上限 200 万円）

◇受付期間：平成 31 年 4 月 1 日～5 月 31 日（新規申請）

平成 31 年 4 月 1 日～4 月 12 日（継続申請）

《連携型》（平成 29 年度をもって共同研究推進補助金へ移行）

新規申請のうち、大学・学術研究機関・異業種等と連携して取組む場合、下記のとおり対象経費や補助金額等が拡大されます。（連携型は 1 年間の申請）

◇補助対象経費：上記補助対象経費に加え、大学等への研究委託料

◇補助金額：補助対象経費の 2/3 以内（補助上限 200 万円）

◇受付期間：随時（先着順）

(5) 共同研究推進補助金（新規）

中小企業等が、新たな技術の確立を目指し、大学等の契約に基づき、大学等と行う共同研究又は委託研究の経費を補助します。

- ◇補助対象経費：大学等との共同研究費又は委託研究費
- ◇補助金額：補助対象経費の 1/2 以内（補助上限 50 万円）
- ◇受付期間：随時（先着順）

2-② 先端産業や異業種間連携による、新たな価値を創造できる環境づくり

(1)～(2) ものづくり技術力を強化するための異業種連携・産学連携支援

(1) 異業種連携・産学連携支援（団体補助）

市内製造業が主たる構成員となっている「ものづくり指南塾」が実施する研修、講習、産学連携等を活用した試作開発及び団体運営に要した経費の一部について補助する事により、技術力向上及び新分野への展開等の支援を行います。（補助上限額 70 万円）

(2) 北関東産官学研究会賛助会費

北関東地域において大学の研究成果と企業の技術を結びつけることを目的として活動を行っている北関東産官学研究会と連携することで、本市の企業活動の支援及び各種情報収集を図ることを目的とするため賛助会員となっています。

(3) 産学官金連携推進会議（前橋商工会議所 実施）

群馬大学、前橋工科大学、前橋商工会議所で、産学官連携に加え、知的財産と産業の融合、県内地域の活性化に寄与することを目的に開催しています。本市は共催として、運営の一部を担っています。

2-③ 新たな技術、新たな製品の販路拡大に対する支援の推進

(1) 企業ガイドブックの作成（再掲）

1-③-(3)参照

(2) 販路開拓支援補助金（再掲）（平成 30 年度をもって廃止）

1-③-(5)参照

(3) 御用聞き型企业訪問

本市、前橋商工会議所、前橋工科大学が共同で企業を訪問し、企業の技術的・経営課題の解決に向け支援します。

(4) 新製品・新技術開発補助金（再掲）

2-①-(1)参照

(5) 前橋市ぐんま新技術・新製品開発推進補助金（再掲）

2-①-(3)参照

(6) 長期対応型 新製品・新技術開発補助金（再掲）

2-①-(4)参照

(7) 共同研究推進補助金（再掲）

2-①-(5)参照

(8) 高度ものづくり技術アドバイザー派遣事業

大学を退官した教員をものづくり企業に派遣し、技術的な支援を行います。現在、11名のアドバイザーを確保した状況。（機械工学5名、電気工学1名、応用科学2名、建設工学2名、繊維工学1名）

◇派遣料：無料（3回まで）

◇受付期間：随時

2-④ ヘルスケア産業と連携した新たな製品開発、技術開発支援の推進

(1) 県と連携した施策展開（前橋市ぐんま新技術開発推進補助金）

中小企業が新製品・新技術を開発した事業費の一部を県と共同で補助します。

◇補助対象経費：原材料、構築物、機械装置、知的財産権導入、外注加工、技術指導等の経費

◇補助限度額：80万円（群馬県：40万円、前橋市40万円）

◇受付期間：平成31年4月1日～5月10日

(2) 異業種連携・産学連携支援（団体補助）（再掲）

2-②-(1)参照

(3) 新製品・新技術開発補助金（再掲）

2-①-(1)参照

(4) 長期対応型 新製品・新技術開発補助金（再掲）

2-①-(4)参照

(5) 共同研究推進補助金（新規・再掲）

2-①-(5)参照

2-⑤ 基幹産業のビジネス展開支援と連携強化

(1) 農政部門との連携

農業部門が実施する海外展示会へ市内製造業が参加した他、連携しながらIoTセミナーを行う等、農政部門との連携を強化しています。

(2) 創業センターのセミナー

毎月1回以上、前橋市創業センターを運営する前橋起業支援センター主催で、創業に関する各

種セミナー等を開催します。

◇対象者：新たに市内で事業を起こそうとする方、事業を起こして間もない方

◇内容：市内創業者や創業支援者を招き、創業に関する様々な分野のセミナーや交流会、相談会を開催します。

戦略3 前橋にマッチした企業誘致の促進

3-① 自然災害が少ない優位性を活かした、首都圏にある企業等のバックアップ

機能の誘致促進

(1) 企業誘致セミナー

本市の豊富な水資源、自然災害の少なさ、充実した道路交通網、数々の高等教育・研究機関の存在等企業立地に関する優位性をイベント等で積極的に情報発信します。

(2) 群馬県「ぐんま企業立地セミナー」への参加等

県が首都圏企業に向けて東京で開催する「ぐんま企業立地セミナー」に本市ブースを出展し、本市の企業立地の魅力等を参加者へ直接PRします。

(3) バックアップ機能誘致促進

ぐんま企業立地セミナーでの首都圏企業へのPRのほか、固定資産税の不均一課税条例を制定することにより、本社機能等に移転する企業に対し、課税の特例等の優遇措置を講じています。

(4) 企業立地促進条例に基づく助成

◇対象施設：工場、物流施設、研究施設、データセンター、事務所（従業員30人以上）

◇立地要件および助成メニュー

		① 施設設置	② 事業促進	③ 雇用促進	④ 用地取得	⑤ 発掘調査
A	本市産業用地、企業局分譲地への立地	○ (5年)	○ (5年)	○	○	○
B	本市産業用地、企業局分譲地への定期借地による立地	—	○ (3年)	○	—	—
C	工業団地等への立地	○ (3年)	○ (3年)	○	—	—
D	工業団地等内への居抜き立地	○ (3年)	○ (3年)	○	—	—
E	工業団地等への定期借地による立地	—	○ (3年)	○	—	—

【その他要件】全区分：土地面積2,000㎡超および対象施設を設置

C・E：対象施設の延べ床面積1,000㎡超

C～E：投下固定資産1億円超

◇助成金内容（上表の①～⑤に対応）

助成金の名称	優遇措置の内容	限度額	期間又は回数
①施設設置助成金	固定資産税・都市計画税相当額の一部を助成 (1～2年目満額、3年目3/4、4年目1/2、5年目1/4)	なし	5年 又は3年
②事業促進助成金	事業所税相当額の一部を助成 (1～2年目満額、3年目3/4、4年目2/4、5年目1/4)	なし	5年 又は3年
③雇用促進助成金	前橋市民を新規常用雇用または転勤に伴い前橋市民となった者1人につき20万円を助成(事業開始から1年後)	500万円	1回
④用地取得助成金	土地取得代金の10%相当額を助成	1億円	1回
⑤埋蔵文化財発掘調査助成金	埋蔵文化財発掘調査費用の50%相当額を助成	1,000万円	1回

3-② 充実した交通網を活かした物流拠点の誘致促進

(1) 前橋商工会議所と連携した企業誘致活動（再掲 ビジネスマッチング）

前橋商工会議所と連携し、埼玉県で開催される大規模展示会へ出展予定です。ビジネスマッチングに加え、本市の企業立地の魅力を市内企業の技術力や魅力と合わせて発信し、企業誘致に活かします。

(2) 企業誘致セミナー（再掲）

3-①-(1)参照

(3) 群馬県「ぐんま企業立地セミナー」への参加（再掲）

3-①-(2)参照

3-③ 豊富な水資源、農畜産物を活かした食料品製造業の誘致促進

(1) 前橋商工会議所と連携した企業誘致活動（再掲）

3-②-(1)参照

3-④ 市内企業が市内で事業を継続できるよう、操業環境、事業の拡張性を確保

(1) 事業拡張サポート補助金

市内の工業団地等に立地している企業の事業拡張をサポートするため、既存事務所の敷地内での施設等の増設や、既存施設等の建替えを支援する補助制度です。

◇対象区域

①本市の工業専用地域内

②旧前橋工業団地造成組合又は県企業局の造成地内(住宅用地を除く)で①以外の地域

◇対象・要件

○製造業者で既存施設の建築面積が上記①の場合は 500 m²以上、②の場合は 1,000 m²以上の事業所

増設・建替える施設の建築面積が上記①の場合は 500 m²以上、②1,000 m²の工場の増設等

○物流業者で既存施設の建築面積が上記①の場合は 2,000 m²以上、②の場合は 5,000 m²以上の事業所

増設・建替える施設の建築面積が上記①の場合は 2,000 m²以上、②の場合は 5,000 m²以上の物流施設の増設等

◇補助内容

○施設設置補助金：増設等をした施設に係る家屋、償却資産の固定資産税・都市計画税相当額を 3 年間補助

○事業促進補助金：増設等に係る事業所税資産割の 2 分の 1 相当額を 3 年間補助

○雇用促進補助金：増設等に伴い市民を新規に常時雇用し、1 年以上経過した場合、事業開始後 1 年後に新規雇用者 1 人につき 10 万円を 1 回交付（上限 200 万円）

(2) 企業立地促進条例に基づく助成（再掲）

3-①-(4) 参照

(3) 工場立地法に関する規制緩和

工場立地法により定められている緑地の面積率（国の基準）を条例により緩和し、製造業等の敷地内での施設の新設・増設をしやすいとしています。

◇工場敷地に対して最低限必要な面積

区 域	国（法準則）		前橋市（地域準則）	
	緑地面積率	緑地面積を含む 環境施設面積率	緑地面積率	緑地面積を含む 環境施設面積率
工業地域及び 工業専用地域	20%以上	25%以上	5%以上	10%以上
準工業地域			10%以上	15%以上
上記以外の地域			20%以上	25%以上

◇緑地面積への算入が認められる建築物屋上等緑化施設等の割合上限

国（法準則）	前橋市（地域準則）
緑地面積の 25%	緑地面積の 50%

(4) 環境配慮型企业を支援する補助金(平成 29 年度をもって廃止)

地球温暖化対策など環境への負荷の低減のため、緑地設置をした企業に対し、経費の一部を補助する制度です。

◇補助対象事業：①緑地設置事業(5,000 m²以上の事業所)

◇補助金額：対象事業に要した経費の 30%以内（上限 300 万円）

◇受付期間および採択方法：随時受付（先着順で採択します。）

3-⑤ 新たな産業用地の確保、居抜き物件の紹介等による企業ニーズへの対応

(1) 新たな産業用地の選定及び開発

新たな産業用地としての五代南部工業団地の拡張地は完売となりました。現在、企業誘致の受け皿となる産業用地が不足していることから、新たな産業用地の候補地の選定を進めるとともに農林調整や市街化編入などの可能性を検討しています。

(2) 企業誘致促進資金融資

前橋市企業立地促進条例の指定者およびその見込みの者に対し融資します。

◇融資額：6億円以内 ◇融資利率：年1.5%以内（保証付：1.1%以内）

◇融資期間：12年以内

◇資金使途：土地取得、事業所新設・購入資金、事業所開設にかかる設備導入資金

(3) 企業進出ニーズにこたえた産業用地の確保等

関越道・北関東道のインターチェンジ周辺や幹線道路の沿線など、企業進出ニーズにこたえた産業用地の確保を図っていきます。

(4) 居抜き物件の紹介

平成29年度に工業専用地域、工業地域、準工業地域、その他の工業団地内にある1,000㎡を超える空き地、空き工場の現状調査を行いました。この結果などを活用し、企業ニーズに応じたマッチングに取り組みます。

戦略4 起業家の創出と人材育成

4-① 起業に際しての創業支援、手続きに関する情報提供、ノウハウの習得支援

(1)～(4)起業のための講座の開設

(1) 創業支援塾の開催

新しい事業、新分野への進出に対するチャレンジ企業を育てるセミナー「創業支援塾」を開催し、地域産業の活力となる起業家の育成を図ります。

◇対象者：新たに市内で事業を起こそうとする方、事業を起こして間もない方

◇内容：中小企業診断士や金融機関の方を講師に招き、5回講座で、創業準備や資金運用、経営ノウハウを学びます。(6月予定)

◇メリット：この講座は「産業競争力強化法における特定創業支援事業」に認定されています。全受講時間の8割以上出席すると、市が認定証を発行します。認定証があると、市内で法人を設立する際の登録免許税(最低15万円)が半額になることがあります。また、融資を受ける際の創業保証の枠も1,000万円から1,500万円に拡大されます。

(2) 創業センターのセミナー(再掲)

2-⑤-(2)参照

(3) 前橋商工会議所 創業スクール

前橋商工会議所主催で、創業に関する知識を習得することにより、創業者マインドの熟成を図ります。

◇対象者：新たに市内で事業を起こそうとする方、事業を起こして間もない方

◇内容：中小企業診断士の方を招き、4回講座で、経営理念やマーケティング、財務、ビジネスプランの作り方などを学びます。(2月予定)

◇メリット：この講座は「産業競争力強化法における特定創業支援事業」の認定を受けています。全受講時間の7割以上出席すると、市が認定書を発行します。認定証があると、市内で法人を設立する際の登録免許税が半額になることがあります。また、融資を受ける際の創業保証の枠も1,000万円から1,500万円に拡大されます。

(4) 東和銀行・3大学 創業スクール

東和銀行及び群馬大学と連携し、前橋市創業センターにて創業塾(11月～12月実施 5日間講座)を実施します。

(5) 創業に関する相談窓口の設置

よろず相談窓口にて、創業相談の対応も行える体勢とする。

(6) 創業支援コンサルティング

創業予定または創業間もない起業家が抱える様々な課題解決のために相談業務を実施し、起業家の育成支援を図ります。創業サポート総合制度との併用も可能です。また、事業承継、再チャ

レンジまで活用可能となりました。

(7) 起業家独立開業支援資金

前橋市内で新規に独立開業しようとする方、会社を新たに市内に設立（分社）した中小企業者（設立後5年未満）を対象に、開業のために必要な運転資金・設備資金を融資します。

◇融資対象事業：中小企業信用保険法が定める特定事業（一部例外あり）

◇融資限度額：5,000万円 ◇融資利率：年1.0%以内 ◇融資期間：10年以内

(8) 創業サポート総合制度

前橋市内で新規に独立開業しようとする方を対象に、中小企業診断士による経営サポートのほか、制度融資に係る利子と保証料の一部の補助を行う制度です。

◇内容：①中小企業診断士による最大8回の無料コンサルティング

②起業家独立開業支援資金融資制度の支払利子の3年分を補助

③1,500万円までの借入に対し、3年分の保証料相当額を補助（年1%を上限）

◇条件：①起業家独立開業支援資金、県又は日本政策金融公庫の創業関連融資のいずれかを利用すること（利子・保証料補助は起業家独立開業支援資金融資のみ）

②前橋市指定の中小企業診断士の診断を受け、制度利用許可を得ること

(9) まえばし創業支援ネットワーク

まえばし創業支援ネットワークとして連携した、日本政策金融公庫前橋支店（事務局）、前橋商工会議所・東部商工会・富士見商工会、関東甲信越税理士会前橋支部、群馬県行政書士会、群馬県社会保険労務士会前橋支部、群馬県中小企業診断士協会、前橋起業支援センター、前橋市市民活動支援センター、群馬県信用保証協会、前橋市の12機関が合同相談会を実施し、創業者に対しワンストップサービスを行います。

4-② 創業に係る支援者（市、金融機関、支援機関等）の有機的な連携

(1) 前橋市創業センターの運営

起業して間もない方やこれから起業を検討している方が、低価格で利用できるオフィスやお試し起業（飲食・物販等）ができるチャレンジショップを開設しています。事業が成功するよう、オフィスに入居しながら各種専門家の指導を受けることができます。また、施設では、起業に役立つ各種セミナーや起業に関する相談会を定期的で開催します。また、ものづくりラボでは、3Dプリンター等の工作機器の利用も可能です。

◇利用金額：次表のとおり

オフィスタイプ	月額賃借料（税抜）	広さ
パーテーション	6,000円	約3㎡
オフィス（小）	18,000円	約9㎡
オフィス（大）	30,000円	約17㎡

チャレンジショップ	日額利用料（税抜）
イベント	2,000～3,000円
物販関係	1,000～3,000円
飲食店関係	1,500～6,000円



(2) まえばし創業支援ネットワーク（再掲）

4-①-(9)参照

(3) 金融機関との地域包括協定

平成29年度に群馬銀行、しのめ信用金庫、平成30年度にあかぎ信用組合と包括協定を締結しました。

(4) まちなか店舗等開業支援事業補助金

中心市街地の空き店舗等を利用して、新たに出店し、3年以上継続して営業する店舗を対象に、改修費用の一部を補助します。

- ◇補助対象者：市の指定する重点路線1階にある空き店舗に新たに出店し、3年以上継続して営業する意欲があるもの
- ◇補助対象経費：店舗の改修工事に係る費用（内装、外装、空調、給排水設備工事）※備品・機材購入費は対象外です。
- ◇補助金額：対象経費の1/2以内（上限100万円）

(5) まちなかオフィス開業支援事業補助金

中心市街地の空き店舗や空きオフィス等にオフィスを開業し、5年以上事業を行う事業者に対して、開業経費の一部を補助します。

- ◇補助対象者：市の指定区域内の空きオフィス等を利用して新規開業し、5年以上継続して事業を行う意欲があるもの。
- ◇補助対象経費：オフィスの改修工事に係る費用（内装、外装、空調、給排水設備工事）※備品・機材購入費は対象外です。
- ◇補助金額：対象経費の1/2以内（上限金額200万円）

(6) まちなか低未利用地等活用促進事業補助金

中心市街地の低未利用地等において建築物を新築する事業者に対し、建築費用の一部を補助します。

- ◇補助対象者：市の指定区域内の未利用地等を取得の上、建築物を新築し、事業を行うもの。
小売業、飲食業、サービス業（風俗関連業種を除く）が対象と成り、週4回以上の昼間営業が条件となります。
- ◇補助対象経費：店舗の建築工事に係る費用
※調査・設計費用、解体費用及び備品・機材購入費用は対象外です。
※着工前に申請する必要があります。
※市内事業者が施工するものに限りします。
- ◇補助金額：対象経費の1/2以内
- ◇上限金額：30㎡以上150㎡未満 200万円
150㎡以上250㎡未満 375万円
250㎡以上 500万円

(7) まちなか創業支援事業補助金

前橋市創業センターに入居する人が、まちなかの空き店舗・空きオフィス等で新規開店・開業する場合に、改修費用の一部を補助します。

◇補助対象者：前橋市創業センターに入居するもので対象区域の空き店舗・空きオフィス等を利用して新規開店・開業し、3年以上継続して事業を行う意欲のあるもの。

※複数の事業者による共同設置型の店舗・オフィス等の新規開店・開業も含まれます。

◇補助対象経費：改修工事に係る費用（内装、外装、空調、給排水設備工事）

※着工前に申請する必要があります。

※備品・機材購入費は対象外です。

※市内事業者が施工するものに限りです。

◇補助金額：対象経費の1/2以内（上限金額100万円）

4-③ 同業種間、異業種間の起業家の交流を促進、マッチング推進と経営能力の

醸成支援

(1) 起業家交流会

起業して間もない方やこれから起業を検討している方を対象に、起業家同士のネットワークの構築による経営ノウハウの共有や起業家のモチベーション向上を図ることを目的とした交流会を実施します。

(2) 創業センターのセミナー（再掲）

2-⑤-(2)参照

(3) まちなか店舗事業承継支援補助金

長期的展望に立ち、店舗の事業承継（経営引継）を行おうとする事業者に対して、店舗の改修工事や設備機器の入替等にかかる改修費用の一部を補助します。

◇補助対象者：市の指定区域内において、同一の代表者で10年以上お店を営むもの。ただし、本事業に伴い代表者変更を条件とします。

◇補助対象経費：店舗の改修工事（内装・外装・空調・給排水設備工事等）及び据付型の設備機器の入替等に係る費用 ※備品や移設可能な機材購入費は対象外

◇補助金額：対象経費の1/2以内（上限100万円）

(4) 事業承継マッチング事業（創業センター）

前橋市創業センターを運営する前橋起業支援センターを相談窓口とし、市内事業承継のマッチングや課題解決を目指します。

(5) こども起業塾

未来を担う市内の小中学生たちに対して、学校では体験することができない前橋市の産業や経済活動、「会社づくり」などを学ぶ講義を実施するほか、実際に商品を扱う販売実習を通して、起業家精神の醸成及び社会・経済活動についての興味の芽生えを促します。群馬県中小企業診断士協会及び株式会社ベイシアと連携して実施するものです。

(6) 起業の魅力発信事業（動画製作）

平成 29 年度に、前橋での起業の魅力を伝えるため、起業のプロモーション動画「めぶく～起業のまち前橋～」を作製し公開しました。市内において様々な業種で起業を果たした 6 人に、それぞれの立場で起業や経営に対する想いを語らせることで、閲覧者の創業機運醸成につなげることを目的としています。本市公式 YouTube ページにも掲載しているほか、創業関連のセミナーやイベントなどでも動画を放送しています。

まえばし女性活躍推進計画

※－① 女性の職業生活における活躍を推進するための支援

(1) 前橋市障害者・ひとり親雇用奨励金（再掲）

1－⑤－(1)参照

(2) 若者・女性の就職支援（カウンセリング）（再掲）

1－⑤－(7)参照

(3) 企業とのマッチング（ジョブセンター 就職先の紹介）（再掲）

1－⑤－(9)参照

(4) 若者・女性の就職支援セミナー（再掲）

1－⑤－(8)参照

就職活動の基礎、求人票の見方、ビジネスマナー、面接対策などの就職準備支援や、働く人や企業との交流会を実施し、仕事への理解や働く意識を深めます。

(5) 就職面接会等による就職支援

ハローワークまえばし等との連携により、子育て中の女性が再就職することへの不安を解消し、早期の就職活動及び就職へとつなげることを目的とした企業との交流会や合同企業説明会、就職面接会を開催します。

(6) 就職定着支援（ジョブセンター）（再掲）

1－②－(5)参照

(7) 介護職員初任者研修講座

慢性的な人材不足となっている介護分野への就職を促進するため、求職者を対象として介護職員初任者（旧ホームヘルパー2級）資格取得講座を実施します。

(8) 女性の起業セミナー

国や県、各創業支援者が開催している女性の起業セミナーを周知することで、女性の起業に対する理解を深め、起業が多様な働き方の一つの選択肢となるよう支援します。

(9) 起業家独立開業支援資金（再掲）

4－①－(7)参照

※－② 仕事と家庭の両立のための環境の整備について

(1) 前橋市仕事・子育て両立支援奨励金（再掲）

1－⑤－(2)参照

(2) 企業主導型事業所内保育施設設置促進補助金（再掲）

1－⑤－(5)参照

(3) 保育サービスの充実（福祉部）

子育て世代包括支援センターに保育コンシェルジュを配置し、保育サービスの拡充を行います。

(4) 放課後児童クラブの拡充（福祉部）

児童数が増加している学校区などを勘案し、小学校区ごとに放課後児童クラブを整備します。

(5) 働く女性に関する法令等の普及・啓発等

一億総活躍社会の実現に向けて政府が進める働き方改革をはじめ、関係団体と連携しながら積極的な情報発信を行います。